

(目的)

**第1条** この条例は、父子、母子家庭等で児童を扶養している者に対し児童の奨学資金の支給を行うことにより、その経済的自立の助長を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 父子、母子家庭等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び両親のない児童を現に扶養している者の家庭をいう。
- (2) 児童 高等学校又は高等専門学校に在学している者をいう。

(受給資格)

**第3条** 父子、母子等奨学資金（以下「資金」という。）の支給を受けることのできる者は、父子、母子家庭等の父若しくは母又は保護者で、現に児童を扶養するものうち次の各号に掲げる要件を具備したものでなければならない。

- (1) 本市内に1年以上住所を有していること。
- (2) 家庭の自立更生に確実な見通しがあること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(資金の額)

**第4条** 資金の額は、月額5,000円とする。

(給与の期間)

**第5条** 資金を支給する期間は、当該児童の在学する学校の修業期間とする。ただし、高等専門学校に在学する者にあつては、第3学年修了までの修業期間とする。

(申請及び認定)

**第6条** 資金の支給を受けようとする者は、市長に申請してその認定を受けなければならない。

(資金の支給方法)

**第7条** 資金の支給は、4月から9月まで、10月から3月までをそれぞれ一期とし、期の始まる月に支給する。

(支給の停止又は廃止等)

**第8条** 市長は、支給を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、資金の支給を停止

し、若しくは廃止し、又はその理由が発生した日の属する月の翌月分以後の資金を返還させる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、返還を免除することができる。

- (1) 児童が死亡又は退学したとき。
- (2) 児童が休学又は停学したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 資金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 前項の規定に反したときは、市長は、資金の支給を停止する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

。